

事務局長

皆様、おはようございます。  
連日の猛暑の中、そして公私とも大変お忙しい中で会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
さて、前回の総会におきまして、足達委員のほうからのご指摘を踏まえまして、退席委員の案件について、入場の際にご本人にご通知する件を総会の議事進行に加えさせていただきました。しかしながら、後日、会長からも総会全体の進行がスムーズになかなかいかないなどということ、ちょっとそういうご意見をいただきまして、近隣の市の総会の議事録を確認しましたところ、いずれの市におきましても、退席案件につきまして、議長が決定のお知らせを総会で発言しているということはありませんでしたので、今回から元の進行のほうに戻させていただきたいと思っております。  
したがって、議決の確認につきましては、入場後、隣の委員のほうへ確認してくださるなど、以前と同様の個別の対応をお願いしたいと思います。  
次に、欠席の届出ですが、8番、茂木靖雄委員、それから13番、高橋勝範委員、17番、佐々木忠永委員から出ております。今、足達委員、ちょっと退席されたので、ちょっとお待ちいただけますか、時間まで若干ありますので。  
それでは、定刻より若干早いようですけれども、ただいまから第15回大仙市農業委員会総会を開催いたします。

(午前10時 開会)

事務局長

会長からご挨拶がございまして。

(会長挨拶)

事務局長

ありがとうございました。  
会議に先立ちまして、出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は21名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。  
次に、前回7月8日総会から本日までの主な業務報告につきまして、お手元に配付しております第15回総会までの業務報告書をご覧ください。  
初めに、7月8日ですが、第14回農業委員会総会を委員23名、推進委員33名の出席をいただき、大曲交流センターにおいて開催しております。  
7月29日には、広報専門委員会を委員9名の出席をいただき、神岡庁舎2階情報活動室において開催しております。10月1日発行の農業委員会だより第21号の掲載内容について、ご協議いただいております。  
それから、8月2日には、令和3年度市町村農業委員会地区別研修会が横手市民会館で開催され、委員14名、推進委員21名が出席しております。  
その他につきましては、資料のとおりとなっておりますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。  
それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長をお願いいたします。

議 長

本日の会議を開催します。  
初めに、議事録署名委員を決めたいと思っておりますが、当席より指名することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、9番、齊藤亘委員、10番、伊藤又エ門委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。



	本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、議案第2号の「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題としま す。
事務局長	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和3年8月6日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議 長	事務局の説明を求めます。
参 与	

6ページ、1番をご覧ください。

位置図、配置図につきましては、資料1、2ページになります。

転用する農地は、大曲西根○○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○○○平方メートルほか田4筆、合計5筆、面積○○○○○○○○平方メートルです。売買による所有権移転です。

譲渡人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんと、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。

譲受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。

申請理由につきまして、譲受会社は鉄骨製造を主体とした総合建設業を営んでいますが、事業拡大に伴い、既存の鉄骨資材置場が手狭となったため、隣接する申請地に拡張を計画したものです。

売買価格は総額○○○○○○○○円、1平方メートル当たり○○○○○○円です。

許可基準における立地基準につきまして、申請地は10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある第1種農地に分類されます。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第35条第5号の規定により、拡張に係る部分の面積が既存の面積の2分の1を超えないことから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、本案件は、1月8日開催の第7回大仙市農業委員会総会において、農地利用等変更案件として同意をいただいた件でございます。

続いて、2番をご覧ください。

位置図、平面図につきましては、資料3、4ページになります。

転用する農地は、東川○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートルです。賃貸借権の設定です。

貸付人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん。

借受人は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。

申請理由につきまして、借受会社は清掃業を営んでおり、大型車両を所有しておりますが、既存の駐車場が狭く不便であることから、会社役員が所有する申請地に駐車場の設置を計画したものです。

設定期間は30年です。賃借料は、総額○○○円で、1平方メートル当たり○○○○○○円です。

許可基準における立地基準につきまして、申請地のある区域は宅地化が進んでいる北側の市街地に近接しており、おおむね10ヘクタール未満であることから、農地法施行規則第46号に規定する第2種農地と考えられます。

申請地については、会社敷地に隣接していることから効率的に利用できると考えられ、立地場所等を含め許可要件を満たしているものと思われま。また、第1種農地の許可基準である農地法施行規

則第33条第4号により、駐車場は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、立地基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

7ページ、3番を説明いたします。

位置図及び配置図につきましては、資料5ページ及び6ページをご覧ください。

農地の所在は、大仙市板見内〇〇〇〇〇〇〇〇、地目は畑、面積〇〇〇平方メートル、1筆です。売買による所有権移転です。

譲渡人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇さん。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇さんです。

農機具格納庫及び附帯施設設置のための転用です。

転用理由といたしまして、譲受人は農業を営んでおりますが、経営規模拡大のため、自宅に隣接する申請地に農機具格納庫及び附帯施設の新設を計画したものです。

売買価格は総額で〇〇円、1平方メートル当たり〇〇〇円です。

許可基準における立地基準につきましては、対象の農地は農用地区域内にあることから、原則許可できないこととなっておりますが、例外として農地法第5条第2項により、農業用施設を設置する場合には許可できることとなっております。一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、農地法第5条に規定する許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議 長

事務局の説明が終わりました。  
これより現地調査された委員から補足説明をお願いいたします。  
案件1番についてお願いします。

高川委員

15番の高川です。  
この前、7月28日に事務局と一緒に現地確認をしてまいりました。  
位置図を見ていただければ分かるとおりで、度々申請のある箇所でございます。今の事務局の説明のとおりでございますけれども、少し問題になるのは、車の出入りがされる部分について、パイプラインの支管の埋設部分がございます。これは、新しくできる企業団地についても同じことですけれども、この点については地元の改良区とよく審議をいたしまして、上段の集積管等に付け替えしていただくという話合いが、文書を取り交わして既に決まっております。工事が始まった場合にも、こちらのほうで現地確認するという話合いになっておりますので、現在のところ特に問題はないんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。  
以上です。

議 長

ありがとうございます。  
案件2番についてお願いします。

渡邊委員

20番、渡邊です  
ただいま事務局の説明のとおりでございますけれども、先般確認してまいりましたところ、事務所並びに自宅の間にある農地ということで、他への影響もほとんどないということで、全く問題ないと確認してまいりました。  
よろしくご審議願ひます。

議 長

ありがとうございます。  
案件3番についてお願いします。

小松委員

6番、小松伸一です。  
この間、3日の日に推進委員と事務局と現場確認してまいりました。  
現場の土地は払田柵跡の北側に位置しております集落で、住宅と農地の混在してい

るところでございます。この申請地は、特段、周辺農地にも影響ございませんので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局長 現地調査、大変ありがとうございました。  
それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 質疑に入ります。  
質疑ございませんか。  
(なしの声)

議 長 ないようですので、これより採決いたします。  
本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(賛成者挙手)

議 長 ありがとうございます。  
全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

足達委員 議長、全員賛成ではないです。賛成多数です。

議 長 すみません、賛成多数ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第3号の「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。

事務局長 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。  
令和3年8月6日提出  
大仙市農業委員会 会長 細谷精悦

議 長 議案第3号の案件5番を議題とします。  
本案件は○番、○○○委員の関係議案につき、会議規則第28条の規定により○○委員の退席を求めます。  
(○○委員 退席)

議 長 事務局より説明を求めます。

参 与

11ページ、5番を説明いたします。

利用権を設定する農地は、大仙市神宮寺○○○○○○○○、地目が田、面積が○○○平方メートルほか田5筆、合計面積○○○○○平方メートルです。期間満了に伴う利用権設定の更新です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、51歳です。

利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○さん、56歳です。

設定期間は10年、賃借料は総数で米6.5俵となっております。

なお、この案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- |     |   |
|-----|---|
| 議 長 | 説明が終わりました。<br>これより質疑に入ります。<br>質疑ございませんか。<br>(なしの声)                                |
| 議 長 | ないようですので、これより採決いたします。<br>本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。<br>(賛成者挙手)          |
| 議 長 | ありがとうございます。<br>全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。<br>○番、○○委員の入場を求めます。<br>(○○委員 入場) |
| 議 長 | 次に議案第3号の案件1番から4番及び6番から17番までを議題とします。<br>事務局の説明を求めます。                               |
| 参 与 |   |

9ページ、2番をご覧ください。

所有権を移転したい農地は、大仙市土川○○○○○○○○、地目は田、面積が○○○○○平方メートル、1筆です。

所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○さん、72歳。

所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さん、63歳です。

売買価格は10アール当たり○○○円、総額で○○○○○○○○○円です。

申請理由といたしまして、○○○さんは生活費捻出のため、6月総会において○○さんへ圃場整備実施予定区域内にある田のみを売買しております。当該農地1筆は分筆申請中であったことから、6月に売買手続きができませんでした。このたび分筆登記が完了したため、申請があったものです。売買価格が安くなっておりますが、生活のため売買を急ぎたい○○○さんからこの金額を申し出たものであり、6月総会での売買対価と同じであります。

9ページ、3番をご覧ください。

所有権を移転する農地は、協和中淀川○○○○○○○○○○、地目は畑、面積は○○○平方メートルほか田1筆、計2筆、合計面積○○○平方メートルです。

所有権を移転する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○、○○○○、○○○○○○○○、○○○○、○○○○○さんです。

所有権の移転を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○、○○○○○さんです。

売買価格は10アール当たり○○○○○○○○○○○円、総額で○○○○○○○○○円となっております。

申出理由といたしまして、譲渡を希望する○○○○○○○○○○○○○○○○○○○さんは、○○○○○○○○○○○さんの相続財産管理人を任されており、故人の農地を処分するため、農地の近隣で農業を行っている○○○さんに相談したところ、○○○さんが代表を務める○○○○○○○○○○○○○○○○○○○が土地を引き受けることになり、今回の申請となりました。

11ページの6番を説明します。

利用権を設定する農地は、大仙市高関上郷○○○○○○○○○○、地目が畑、面積○○○○○平方メートルです。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○さんです。

利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さんです。

契約期間は10年、賃借料は総額○○円です。

申請の理由といたしまして、申請農地はこれまで農作業受委託で耕作しています。○○○○さんが年度途中ではありますが、単年ごとではなく、長期に同額の賃借料で耕作してほしいと思い、○○さんに申し出て、新たに農業委員会を通じた貸付けの契約をするものです。

12ページから13ページ、8番をご覧ください。

利用権を設定する農地は、協和小種○○○○○○○○○○、地目は畑、面積は○○○○○平方メートルほか田11筆、計12筆、合計面積は○○○○○○○○平方メートルです。新規の利用権設定です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、82歳です。

利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、42歳です。

契約期間は10年、賃借料は10アール当たり○○円です。

申出理由といたしまして、借受人の○○○○○さんは、協和小種字高野の農地一体を作付しており、○○○○さん所有地も借り受けた旨、申し出ていました。○○○○さんは、経営移譲年金を受給するため、当該農地を息子と3条使用貸借契約していたので、○○さんの申出を受けることができませんでした。5月総会で、親子間の3条使用貸借の更新をして、特定処分対象農地から除外され、第三者に貸すことができる農地となりましたので、このたびの申請となったものです。

続きまして、14ページから15ページ、9番をご覧ください。

利用権を設定する農地は、協和峰吉川○○○○○○○○○○、地目は田、面積は○○○平方メートルほか田23筆、計24筆、合計面積は○○○○○○○○平方メートルです。新規の利用権設定です。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、61歳です。

利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん、62歳です。

契約期間は10年、賃借料は10アール当たり○○○です。

申請理由といたしまして、当該農地は昨年度までほかの農家と賃貸借をしておりましたが、その農家が年度途中で体調不良により耕作ができなくなり、急遽、近隣で耕作している○○○○○さんに相談したところ、○○さんが引き受けてくれたものです。

18ページ、13番から、19ページ、17番までをご説明します。

農地中間管理機構を活用する利用権の設定です。

18ページです、13番です。

利用権を設定する農地は、大仙市花館○○○○○○○○、地目が田、面積○○○平方メートルほか田4筆、合計面積○○○○○○○○平方メートルです。

利用権を設定する方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○さん外4名。

利用権の設定を受ける方は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○、○○○○、○○○○さん外2名、総計5件、田10筆、畑1筆、合計面積○○○○○○○○平方メートルです。

詳細につきまして、ご説明いたします。

18ページ、13番及び14番は、出し手である○○さんは、○○○○○○○○○に申請農地を貸すことが決まっていたましたが、農地所有者である○○さんの夫が亡くなってしまい、手続きができませんでした。このたび相続登記が完遂したので、農地中間管理機構を使って貸し出すものです。

10アール当たり賃借料は、花館○○○○○○○○○が○○○○○円、その他の○○○は○○○○○○○円、高関○○○は○○○○○○○○○円で、設定期間は10年です。

19ページ、15番は、周辺の農地一体を○○○○○○○○○が借り受け、大豆を栽培しています。所有者の○○さんから申請農地を借り受けるに当たり手続きに時間がかかってしまい、今回の申請となったものです。

10アール当たり賃借料は○○○○○円、設定期間は10年です。

16番は、○○さん、○○さんが利用権で貸し借りしていた農地を農地中間管理機構に変更したものです。

10アール当たり賃借料は○○○○○○○○○円、設定期間は10年です。

17番、申請農地は畑屋中央圃場整備地区内にあり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が借り受ける対象地域でしたが、このたび申請農地が含まれていないことが分かりました。面積も小さく、公社手数料の5,000円を差し引くと赤字となってしまふことは、お互い了承済みです。

10アール当たり賃借料は〇〇〇〇〇〇〇〇円、設定期間はほかの契約と終期を合わせるため、7年5か月となっております。

議案第3号につきましては、ただいま説明いたしました10件のほかに、所有権移転2件、賃貸借権設定の更新4件がございます。

今回の所有権移転における売買価格の内容につきましては、説明案件を除き、田では10アール当たり〇〇〇〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇円と幅がございます。これは圃場の条件及び契約者双方の意向並びに実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。

次に、賃貸借権設定の10アール当たりの賃借料の内容であります。今回は案件が少なく、田で10アール当たり〇〇〇〇〇〇〇〇円のみとなっております。これは契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。

いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長	説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (なしの声)
議 長	ないようですので、これより採決いたします。 本案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。
議 長	次に、報告第1号の「農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について」、事務局より報告願います。
事務局長	報告第1号 農地法第6条第1項の規定（農地所有適格法人）による報告について 下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する。 令和3年8月6日提出 大仙市農業委員会 会長 細谷精悦
議 長	事務局より報告願います。
参 与	

20ページをご覧ください。

法人の事務所の所在地、名称、代表者の順に読み上げます。

1番、大仙市内小友字宮林29番地1、農事組合法人宮林農園、代表理事、小松幹郎。

2番、大仙市内小友字中土397番地、有限会社内小友ファーム、代表取締役、小松亥佐夫。

3番、大仙市払田字下払田127番地1、株式会社食農、代表取締役、土井文智。

4番、大仙市高梨字車瀬290番地、合同会社Fuji Nosan、代表社員、藤原稔。

以上、4法人からの報告がありました。詳細につきましては、21ページから33ページをご覧ください。



結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議 長

以上、報告といたします。

議 長

これで本日の日程は全て終了しました。  
そのほか、事務局のほうから何かございませんか。

参 与

それでは、私のほうから幾つかご説明させていただきます。  
まず、前回の総会時にお願ひしました令和3年度コロナ禍における農業生産の実情と要望等に関するアンケート調査についてですが、その結果が判明しましたのでご説明いたします。  
お配りしました令和3年度コロナ禍における農業生産の実情と要望等に関するアンケート調査結果概要という資料をご覧いただきたいと思ひます。  
令和3年7月8日から令和3年7月30日までの間に、大仙市農業委員全24名と、大仙市農地利用最適化推進委員全40名を対象に、アンケート調査を実施いたしました。その結果、39名の方から回答をいただくことができました。回答率は、8月3日現在で60.9%となっております。  
各項目ごとの結果につきましては、1、経営形態について、以下それぞれ記載されておりますので、後でご覧いただければと思ひます。  
次に、お配りしました秋田県農業委員会大会への政策提案（要望案）という資料をご覧いただきたいと思ひます。  
この資料は、先ほどご説明しましたアンケート調査を実施した際に、皆様方からいただいたご意見やご要望等をまとめたものでございます。様々なご意見やご要望等をいただきましたが、今回は主なものを幾つか選んでまとめさせていただきました。また、この政策提案（要望案）を今年の11月に行われる令和3年度秋田県農業委員会大会へ提出する予定でございますので、どうかご了解願ひます。  
最後になりますが、農業委員の皆様方、そして推進委員の皆様方には、夏場の何かとお忙しい時期にもかかわらず、アンケート調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。  
私からは以上です。

議 長

委員の皆さんから何かありませんか。  
(なしの声)

議 長

ないようですので、以上をもちまして第15回大仙市農業委員会総会を閉会します。  
本日はご苦労さんでした。

(午前10時37分 閉会)